

当日配布

令和7年度 第5回藤枝市地域公共交通会議

令和7年2月4日(水)

14時00分～

岡部支所分館

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 説明事項

4 議 事

第1号議案 藤枝市地域公共交通計画【令和8年度～令和12年度】について … 1頁～

第2号議案 令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に係る地域公共交通計画変更認定申請について …当日配布資料

5 報告事項

(1) バス停型乗合タクシー葉梨線実証運行の結果について … 3頁～

6 そ の 他

各委員及び事務局からの連絡事項

7 閉 会

藤枝市地域公共交通計画【令和8年度～令和12年度】について

パブリックコメントを経て、別添のとおり「藤枝市地域公共交通計画【令和8年度～令和12年度】」について決定することについて協議する。

1 パブリックコメントの概要

(1) 意見募集期間

令和7年12月10日（水）～令和8年1月8日（木）

(2) 閲覧場所

- ・市ホームページでの掲載
- ・市役所行政情報コーナー、文化センター、岡部支所、各地区交流センター
- ・市役所東館2階地域交通課

(3) 意見提出方法

郵送、持参、FAX、Eメール、電子申請のいずれか

(4) 実施結果

別紙のとおり

2 藤枝市地域公共交通計画【令和8年度～令和12年度】最終案

別添のとおり

パブリックコメントの結果

別紙

案件名	「藤枝市地域公共交通計画」(案)
「藤枝市地域公共交通計画」(案)に対し、意見の提出があった。 提出された意見の内容(要約)及び意見に対する市の考え方は次のとおりとする。	

パブリックコメントの結果

(1) 意見提出者の数	2人
(2) 提出された意見の数	4件

意見の反映状況

(1) 反映した意見	0件
(2) 既に盛り込み済みの意見	2件
(3) 今後の参考とする意見	2件
(4) 反映できない意見	0件
(5) その他(質問含む)	0件

意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	子ども向きの市内を走るバスがわかるようなマップなどがあるとよい。できれば双六のように遊べるものがよい。	本計画案でもお示ししたとおり、市民アンケートの結果、公共交通等の市民周知が課題であることが浮き彫りになり、周知方法の工夫が必要であると認識しているところです。ご提案の方法も含め、お子様にも親しんでいただける周知方法を実践してまいります。	参考とする意見
2	JR藤枝駅北口で昼にタクシーが1台もないことがある。タクシーも公共交通と捉えるなら常時タクシーがいるように働きかけができないか。	現在、藤枝駅北口のタクシー乗り場には、市内タクシー事業者各社がタクシー待ちの利用者の混雑状況を遠隔で確認するための映像の配信を行うことで、効果的な配車を行うようにしているところです。時間帯によってタクシーが出払っている状況があることで、ご不便をおかけしているお声を事業者にお伝えし、より効果的な配車を行うよう要望してまいります。	参考とする意見
3	出かけっCARサービス事業は高齢者が家に引き込まらず、町内の人たちと元気に暮らせる施策として重要な役割を果たしている。今後、更なる周知と、活動に関わる方々の人材確保、継続できる対策のバックアップをお願いしたい。	出かけっCARサービスは、地域住民の皆様の熱意と使命感により支えられている事業です。施策2、施策3、施策5で記載しているように、市としても、引き続き市社会福祉協議会などと連携し、人材確保やそれらを補完する取り組みなど伴走支援を継続してまいります。	既に盛り込み済みの意見
4	P65、66に示されたロジックモデルにより、「交通空白」解消と公共交通に頼れない人への「移動支援サービス」の確保に向けて、事業者、住民、行政が一体となって、また来訪者も含めて「快適な移動」を望む。	計画の基本方針である「みんなでお出かけでき みんなが笑顔になるまち ふじえだ」を目指し、あらゆる資源を総動員し、誰もが移動できるまちづくりを推進してまいります。	既に盛り込み済みの意見

令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に係る地域公共交通計画変更認定申請について

令和7年9月25日付け国総地第144号で国土交通大臣より認定された令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に係る地域公共交通計画について、別紙のとおり変更認定申請することについて承認を求める。

変更認定申請の概要

- 現行の藤枝市地域公共交通計画が終了し、令和8年4月1日からの藤枝市地域公共交通計画が策定されるため、藤枝市地域公共交通計画を変更する。
- 表5の藤枝市地域公共交通計画の策定年月日を改める。

当日配布

様式第1-2(日本産業規格A列4番)

藤 交 第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 藤枝市地域公共交通会議
住 所 藤枝市岡出山1-11-1
代表者氏名 会長 大畑 直巳

地域公共交通計画変更認定申請書

令和 7年 9月25日付け国総地第144号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

令和8年4月1日

○ 変更箇所

藤枝市地域公共交通計画

表1地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
(地域内フィーダー系統)

表5地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

○ 変更理由

現行の藤枝市地域公共交通計画の計画期間が令和8年3月31に終了することに伴い、次期計画(計画期間令和8年4月1日から令和13年3月31日まで)を策定したため。

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間 幹線系統等と接 続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
藤枝市	吉田観光(株)	(1) 藤枝駅ゆらく線	藤枝駅前	市立総合病院 金吹橋	菅の木橋	往17.3km 復17.3km	239日	478回			路線定期運行	①	藤枝駅・藤枝市立総合病院にて補助対象地域間幹線・藤枝吉永線に接続	③
		(2) 藤枝駅ゆらく線	藤枝駅前	金吹橋	菅の木橋	往14.7km 復14.7km	362日	727.5回			路線定期運行	①	藤枝駅にて補助対象地域間幹線・藤枝吉永線に接続	③
		(3) 藤枝駅ゆらく線	藤枝駅前	市立総合病院 金吹橋	瀬戸谷 温泉ゆらく前	往15.0km 復15.0km	239日	717回			路線定期運行	①	藤枝駅・藤枝市立総合病院にて補助対象地域間幹線・藤枝吉永線に接続	③
		(4) 藤枝駅ゆらく線	藤枝駅前	金吹橋	瀬戸谷 温泉ゆらく前	往12.4km 復12.4km	362日	970回			路線定期運行	①	藤枝駅にて補助対象地域間幹線・藤枝吉永線に接続	③
	しずてつジャストライン(株)	(5) 志太温泉線	藤枝駅前	藤枝市役所・金吹橋・瀬古	藤枝駅前	往9.3km 循環	356日	8,076回			路線定期運行	①	藤枝駅にて補助対象地域間幹線・藤枝吉永線に接続	③
	志太交通(株) 静鉄タクシー(株) 丸新交通(株)	(6) 藤岡地区乗合タクシー	藤岡地区	藤枝大手・蓮 聖池公園 入口・千子	藤枝市 立総合 病院	往 km 復 km	241日	1,700回			区域運行	①	藤枝市立総合病院にて補助対象地域間幹線・藤枝吉永線に接続	③
		(7) 藤枝駅広幡線	しずてつ ストア 岡部店前	仮宿・水守・ 平島団地・田 中・東町	青木中央公園	往 km 復 km	241日	2,300回			区域運行	①	藤枝駅にて補助対象地域間幹線・藤枝吉永線に接続	③
		(8) 藤枝駅光洋台線	瀬戸消 防団前	光洋台・ 追分	青木中央公園	往 km 復 km	241日	2,300回			区域運行	①	藤枝駅にて補助対象地域間幹線・藤枝吉永線に接続	③
		(9) 五十海市立総合病院線	葉梨地区 交流 センター	藤枝市役所 南口	藤枝市 立総合 病院	往 km 復 km	241日	2,000回			区域運行	①	藤枝市立総合病院にて補助対象地域間幹線・藤枝吉永線に接続	③
		(10) 葉梨線	上大沢	葉梨地区交 流センター・ 藤枝大手	藤枝市 役所南 口	往 km 復 km	161日	1,200回			区域運行	①	藤枝大手にて補助対象地域間幹線・五十海大住線に接続	①
		(11) 葉梨線	上大沢	葉梨地区交 流センター・ 藤枝大手	藤枝駅 前	往 km 復 km	161日	400回			区域運行	①	藤枝大手にて補助対象地域間幹線・五十海大住線に接続 藤枝駅にて補助対象地域間幹線・藤枝吉永線に接続	①

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	藤枝市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	54,686
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
藤枝市地域公共交通計画	令和8年3月 日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

バス停型乗合タクシー「葉梨線」実証運行結果について

（都市建設部 地域交通課）

令和7年10月より行っているバス停型乗合タクシー「葉梨線」実証運行の結果について次のとおり報告する。

1 実証運行の概要

(1)目的

葉梨地区の高齢化に伴う「交通空白」の解消。

(2)実証運行内容

葉梨地区を運行する路線バス「葉梨線」をバス停型乗合タクシーに転換することで、よりきめの細かい停留所の設置を行い「交通空白」の解消を図る。

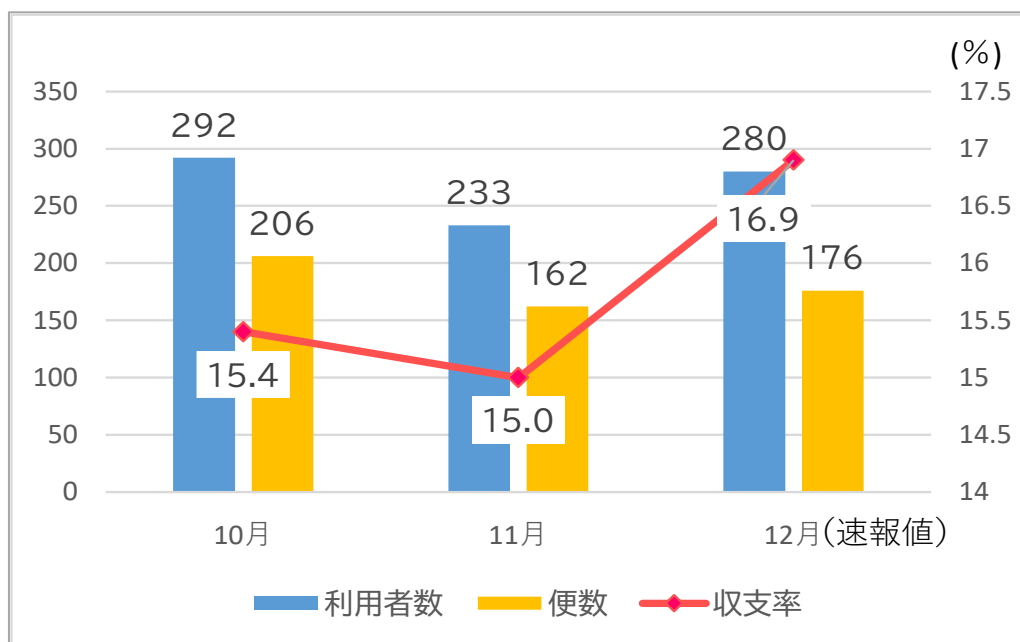
また、葉梨地区から総合病院へのアクセス向上を図り、既存の五十海市立総合病院線を延伸し、葉梨線と乗換え可能な停留所を設ける。

(3)実証運行期間

令和7年10月1日から令和8年1月31日まで

2 運行実績

利用者数、運行便数及び収支率



【その他の実績】

葉梨線	10月	11月	12月
運行日数	22日	18日	20日
1日当たりの運行便数	9.36便	9.0便	8.8便
1便当たりの乗車人数	1.42人	1.44人	1.59人
運行経費	643,889円	545,674円	610,900円
運賃収入	99,200円	81,950円	103,100円

3 運行開始以降の主な停留所ごとの乗降者数（延べ）

(1) 乗降者数上位

1位 藤枝大手 193人 2位 誠和藤枝病院 183人 3位 藤枝駅 175人

(2) 新規停留所設置地区の乗降者数

下大沢 6人、白藤 85人、花倉 3人、上川 37人、横見 22人

(3) 新規停留所設置施設の乗降者数

特別養護老人ホーム 開寿園 51人、誠和藤枝病院 183人、マックスバリュ藤枝藪田店 47人、葉梨地区交流センター 60人、はまべ整形外科 79人

4 利用者アンケート結果

10月中旬 11月下旬の3週間で利用者22名にアンケートを行った。

内、主な調査結果は次のとおり

- ・路線バスを利用していなかったが、家や目的地の近くに停留所ができたため利用していると回答の方が3名おり、路線バスから停留所を増やした効果を確認することができた。
- ・転換後の外出頻度については、85%超、外出意欲に関しては90%超の方が転換前と変わらない、増加したと回答しており、利用している方にとっては大きな利便性の低下は感じていないと考えられる。
- ・運賃については22人中5名が「安い」、11名が「適正」と回答。

5 分析等

- ・運行開始初月に比べ1日当たりの運行便数はやや減少しているが、運行開始3か月の間で1便当たりの乗車人数が上昇したことで収支率も改善傾向にあり、効率的な輸送を行うことができている。
- ・新たに停留所を設けた地区の全てで利用があり、葉梨地区の新たな足として交通空白の解消に寄与しているものと考えられる。
- ・乗り継ぎ拠点として設置した葉梨地区交流センター、はまべ整形外科、五十海東などの停留所は、五十海市立総合病院線と乗り継ぎ、藤枝市立総合病院、志太眼科などの医療機関をはじめとした五十海市立総合病院線沿線施設への新たなアクセス方法として早速利用されている。

6 今後の事業展開

新たに設置した各地域での利用があること、利用者の外出への意識についても維持または上昇傾向であることから、今後葉梨地区の新たな足として定着していくよう本格運行として継続していく。まだ利用者の少ない地域については、自治会・町内会と連携した継続的なPRを行い利用者増に努める。